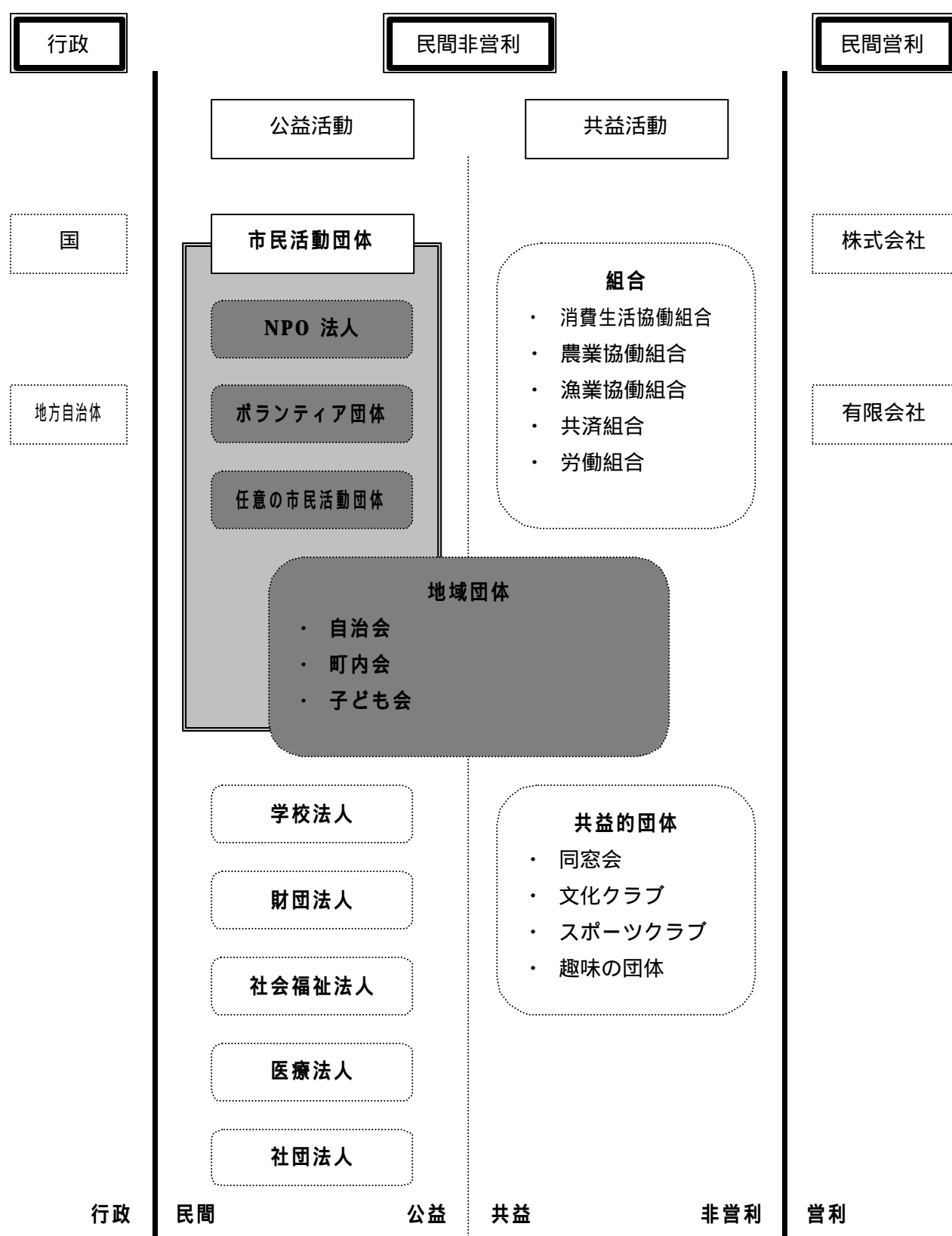


# NPO・ボランティア団体・自治会・市民活動団体等の概念図

明確な定義は存在しないといっても過言ではないと思われませんが、一般的な整理の仕方をご紹介します。



『協働のデザイン』（世古一穂,2001.2,学芸出版社）,久留米市、福岡市等の資料から作成

## < N P O >

まず N P O ですが、“Non-Profit Organization”の略<sup>1</sup>で、日本では「民間非営利組織（団体）」と訳されています。定義としては「自己の経済的利益を目的としない」「社会的利益（公益、ミッション）のために」活動する組織的な団体というのが一般的です。左図において公益活動を行う団体すべてを指しますが、場合によっては市民活動団体しか示さない場合や、共益活動を行う団体も含めてしまう場合もあるので注意が必要です。

ここで、「非営利組織」と言ったときに「非営利」だから、「当然 N P O が提供するサービスは無償」と誤解されがちですが、N P O が「非営利組織」と言われるのは、あくまで「自己の経済的利益（営利）を目的としない」ということであり、N P O が目的とする社会的利益を実現するために、その資金づくりの一つとして有償の事業を行うことはめずらしくありません。ただし、その事業で得た利益を仲間内で分け合うのではなく、組織本来の社会的利益実現のために活用（組織運営コストや活動事業費などに当てる等）しなければなりません。なお、組織の専任スタッフに給料（報酬）を支払うことは組織のコストであり、営利には当たりません。

また N P O 法人とは、1998年に議員立法により制定された「特定非営利活動促進法」、いわゆる「N P O 法」に基づき法人格を取得した団体を指します。正式には「特定非営利活動法人」といいますが、略して「N P O 法人」と呼ばれています。

## < ボランティア団体 >

ボランティアという言葉自体が、“自主的な”という意味があることから推測されるように、ボランティアとは責任をもって自発的に行われる公益性のある活動を行う個人を、ボランティア団体とはそれらの人々が集った団体のことを言うのが一般的です。最近では、ボランティアという言葉を使うと個人であり、N P O という言葉を使うと団体というイメージがありますが、正確な表現ではありません。また、ボランティアが単に大きくなれば N P O になるという意見も短絡的です。N P O とボランティア団体を厳密に区分けするのは困難です。しかしながら、N P O という言葉は組織を念頭においた概念であり、ボランティアは個人を念頭においた概念であるとはいええます。なお、「ボランティアは無償」という考え方がありますが、活動に必要な実費などを受け取る場合があり、無償で活動しなければならないということではありません。

## < 自治会 >

自治会は、基礎的なコミュニティ団体として存在しており、その活動の中に、N P O 活動・ボランティア活動が多分に含まれています。

## < 市民活動団体 >

さまざまな県や市町村で定義されていますが、その内容はばらばらです。最大公約数的な見解としては、N P O 法人、N P O 法人格をとっていない団体の中で公益性のある活動を行っている団体、ボランティア団体、自治会などを含んだ概念であると言えます。

<sup>1</sup> “Not for Profit Organization”や“New-Public Organization”の略とされることもあります。